

広島市告示（安佐北区）第40号
令和7年6月4日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 区分任出納員設置箇所

安佐北区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

2 委任を受けた区分任出納員

日直員 高木 伸一

3 委任させた事務

広島市証明等手数料条例第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る。）

4 引継ぎの方法

翌日（区役所の閉庁日の場合、最も近い開庁日）までに引き継ぐ。

5 委任期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで